

第6期第7回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和5年10月2日(月) 午後1時00分から午後3時00分まで
会議形式	対面形式(横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室)
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	環境創造局
開催形態	非公開
議 題	令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて (1) これからの緑の取組[2024-2028](原案)について (2) 横浜みどりアップ計画市民推進会議について (3) 横浜みどり税と森林環境税等との違いについて (4) 横浜みどり税の次期税制案について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	【議題 資料1】 これからの緑の取組[2024-2028](原案)について 【議題 別紙1】 横浜みどりアップ計画実績・事業費一覧(第1期～第3期) 【議題 別紙2】 横浜みどりアップ計画の各期における事業費構成比の比較 【議題 別紙3】 みどり保全創造事業費会計(特別会計)について 【議題 資料2】 横浜みどりアップ計画市民推進会議について 【議題 別紙】 横浜みどりアップ計画市民推進会議2021年度報告書 【議題 資料3】 横浜みどり税と森林環境税等との違いについて 【議題 資料4】 横浜みどり税の次期税制案について

第6期 第7回 横浜市税制調査会 議事録

令和5年10月2日(月)

13時00分から15時00分まで

横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より、第6期第7回横浜市税制調査会を始めさせていただきますと思います。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日も御多忙のところ誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開会にあたりまして、財政局長の近野より御挨拶を申し上げます。</p>
<p>財 政 局 長</p>	<p>財政局長の近野でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、横浜市税制調査会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、今回の横浜みどり税の調査・審議につきましては、市側の都合によりまして、短い期間で集中的に審議をしていただく形となりまして、誠に申し訳ございません。短い期間ではございますが、充実した御議論をいただけるよう、市当局としても精一杯努めさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>横浜市税制調査会では、昨年度より、市長からの諮問に基づきまして、本市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について調査・審議を行っていただいております。今年度が横浜みどり税条例の適用期間の最終年度ということになりますので、昨年度から次期のみどりアップ計画の素案などにつきまして、順次、御審議いただいていたところ です。</p> <p>前回の会議においては、次期横浜みどりアップ計画につながる「これからの緑の取組[2024-2028] (原案)」につきまして、特にみどり税充当事業を中心に、大変活発な御議論をいただいているものと承知しています。</p> <p>本日の議題も今後の横浜みどり税の取扱いということで、引き続き専門的な見地から御意見等をいただきたいと思いますと思っております。最終的には今月末を目途に答申としてとりまとめいただければありがたく存じます。</p> <p>引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは、会議の開催にあたりまして、定足数について御報告いたしますが、委員皆様の御出席をいただいておりますので、定足数は満たしております。</p> <p>次に、本日の税制調査会の議題になりますが、本日お手元の会議次第に記載しましたとおり、前回に引き続きまして「令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて」ということになっております。具体的には4点ございます。</p> <p>「これからの緑の取組[2024-2028] (原案) について」、それから「横浜みどりアップ計画市民推進会議について」こちらは環境創造局からの説明を踏まえて、皆様に御議論いただきます。</p> <p>そして3点目、4点目ですが、「横浜みどり税と森林環境税等との違いについて」、それから「横浜みどり税の次期税制案について」につきましては、事務局から御説明をして、これも皆様に御議論いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、前回、宿題事項として御指摘いただいた内容についても、それぞれの報告の中で御説明させていただければと思います。</p>

	<p>続きまして、本日の会議の公開についてですが、前回の会議において、座長から、今回の議論は、非公開とすることを御決定いただいておりますので、本日の調査会の会議は、冒頭から非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。</p> <p>青木座長、よろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>それでは、委員の皆様お集まりいただきましてありがとうございます。2週間という短いスパンでお会いしておりますが、年内予定しているのも残り少なくなってきましたけれど、いつもながら忌憚のない御意見を御自由にお出しいただければと思います。</p> <p>みどり税の更新ということですが、継続という予断は持たず、あらゆる選択肢で我々検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は議題を御用意いただきました通り4つということで、前回の続きがほとんどになりますが、2番目に市民会議等々も入ってきていますし、3番目には、前回新たに出した国税との違いといったようなところも議題に入っておりますので、まずは前回の続きといたしますか後半部分になりますけれども、環境創造局の方から次期みどりアップ計画、特にみどり税充当事業を中心にして、まずは前回の宿題も含めて御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>それでは御説明させていただきます。環境創造局政策課みどり政策調整担当課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「(1) これからの緑の取組[2024-2028] (原案) について」、と「(2) 横浜みどりアップ計画市民推進会議について」、御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、お手元の配布資料の確認させていただきます。本日お配りしているのは、右肩に議題資料1と記載したものと、資料1別紙1、資料1別紙2、資料1別紙3、議題資料2、資料2別紙と書かれたものの6点でございます。お手元のほう過不足あればお申し付けいただければと思います。</p> <p>それではまず、「(1) これからの緑の取組[2024-2028] (原案) について」御説明します。前回会議で御意見をいただいた事項について、議題資料1に沿って御説明しますので、お手元に御用意いただければと思います。資料をスクリーンにも投影しますので、ご覧いただければと思います。資料として御用意させていただいたものは、ご覧のとおりです。</p> <p>はじめに、樹林地保全の状況をあらためてご説明させていただきます。</p> <p>横浜市内に残る樹林地のうち、みどりアップ計画では、様々な緑地保全制度によって指定を進めることで樹林地の保全を推進してきました。制度指定は一定規模以上のまとまりのある樹林地を対象としており、この資料では緑地保全制度による指定対象となる樹林地の総量とその内訳を示しています。令和4年度末時点の緑地保全制度による指定対象となる樹林地は、約2,800haとなっています。</p> <p>そのうち、何らかの緑地保全制度による指定地は1,556ha、未指定の私有樹林地は約1,300haです。</p> <p>今回の資料では、指定地1,556haの内訳をさらに示しており、買取りが発生し得る制度による指定地が959ha、買取りが発生しない制度による指定地等が597haとなっています。</p> <p>さらに、買取りが発生し得る制度による指定地959haの内訳ですが、522haがすで</p>

に取得済みとなっている面積、437haが未取得、つまり今後買入れ申し出が発生する可能性がある樹林地となります。

次のページをご覧ください。

宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置についてですが、説明内容はご覧の3点になります。

ページをおめくりいただき、まず、宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置ですが、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続して利用することを条件として、農家の住宅敷地内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地の保全を図る取組です。

対象となる土地等と以下①から④でお示ししています。

ページをおめくりください。

次に当該税負担軽減措置の導入背景と必要性についてですが、みどり税とともに、税制度の面から緑の保全及び創造を促進する方法として、当該税負担軽減措置を講じることで、農地保全を推進するものとして整理し、導入しました。

農地を維持する上で、農地と農業用施設は一体であり、農業用機械や資材を置く場所、加工所や集出荷施設などが必要となります。下の絵ではイメージを示していますが、農地の農業用施設が乱立すると景観を損ねることから、当該税負担軽減措置により、本来、農地に設置可能な施設を宅地内に設置誘導することで、良好な農景観を保全しています。当該措置が農地や農景観の保全に寄与している効果は大きいと、軽減措置を継続し、引き続き良好な農景観を保全していく必要があると考えています。

次のページをご覧ください。

当該税負担軽減措置の効果、実績ですが、令和4年度末時点で、398棟の農業用施設用地について軽減措置を適用しています。左下には、施設の例、右下には、区別の棟数もお示ししています。

次のページには、参考として、前回会議においてお示した当該取組の個票を添付しています。

続いて、3その他として、ご覧の資料についてご説明します。

まず、右肩に資料1別紙1、資料1別紙2と記載したものをお手元にご用意ください。

資料1別紙1、資料1別紙2は、前回会議においてそれぞれ、別紙4、別紙3とお示したもので、これまでのみどりアップ計画での計画額と執行額を事業ごとに示した資料と、計画当初の各期における事業費構成比の比較を示した資料でしたが、第1期の各柱のみどり税の充当率に齟齬が生じたため、整合するようにとの御指摘を踏まえ、修正しました。

まず、資料1別紙1ですが、1枚目の第1期5か年の実績・事業費一覧、真ん中の列の計画額の部分をご覧ください。第1期は、欠損法人への課税免除期間を2年間とする計画策定時の計画額としていましたが、最終的に平成21年から25年の5年間の課税免除措置を行いましたので、そのみどり税の減収分を反映した実際の計画額を記載しており、その点がわかるよう、表の項目欄を修正しました。併せて、資料1別紙2については、資料の整合はかり、第1期について、当初計画額ではなく、平成21年から平成25年5年間の課税免除措置を行った計画額に修正しております。

次に、資料1別紙3をご覧ください。こちらは、前回会議において別紙5の最後

		<p>に、「みどり保全創造事業費会計」としてお示しした資料ですが、一般会計からの繰入額の赤い矢印の箇所を修正しています。赤い矢印の右側の一般財源の想定額92億円についてですが、公債費は計画策定時に発生額を計画して計上しているわけではなく、実際に償還に必要な額を毎年度一般財源から繰り入れて執行しています。そのため、5年間で見込まれる額を「計画額」ではなく「想定額」という表現にしました。</p> <p>これからの緑の取組[2024-2028]（原案）について、というところでもいったん区切らせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
座	長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入りたいと思いますので、まず宿題部分ですが、資料「第6回会議における主な意見等」を映してください。今皆様お手元にある宿題のうち、言わば前々回からずっと引き続き御説明いただいて我々が質問している部分ですが、今お答えいただいたのがちょうど白丸の上の第1ポツ（『横浜みどりアップ計画の各期における事業費構成比の比較（別紙3）』と『「横浜みどりアップ計画」実績・事業費一覧（第1期～第3期）（別紙4）』の数値の前提条件を整理してわかりやすく数字を示したもの）第2ポツ（『前回会議でご意見をいただいた事項（別紙5）1 樹林地保全の状況』の保全済みの内訳（買取状況等）がわかるもの）です。それと次回会議で次のことについて説明してもらいたいという白丸のところのポツ（宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置の導入経緯、区別の適用件数等）についてです。この3点について御説明をいただきまして、これを順番にやっていきたいと思います。御説明いただいた順番からすると、上の白丸の2番目のポツの部分ですね、これについての資料になります。我々が長らくずっとこれ見たいということですのでようやく出てきたわけですが、これについて、委員の皆様がどのようにお考えになるかということになります。樹林地すでに買い取ったものがどれぐらいで、未取得どれぐらいで、買取りが発生しない部分がどれぐらいという部分になります。で、未指定地があるということで、これを見ると、一言でいうとなかなか進み具合はどうなのかなというのがちょっと心配になります。15年間かけておおよそ500haということになります。委員の皆様いかがでしょう。</p>
委	員	<p>よろしいですか。</p>
座	長	<p>はい。〇〇委員お願いします。</p>
委	員	<p>結局お金が具体的に発生しているというのが、うち取得済み、公有地等522haの部分についてお金が発生しているというか、みどり税の税収がそこに具体的に使われたという理解でしょうか。逆にいうと、うち未取得民有地とか買取りが発生しない制度による指定地等というのは、お金は発生していないという理解でよろしいでしょうか。</p>
座	長	<p>はい。お願いします。</p>
みどりアップ推進部 担当部長		<p>いただいた御質問ですけれども、一番お金がかかっているのは、土地を買い取る取得済みの樹林地になっております。一方で買取りが発生しない制度による指定地においても、今後しばらくは樹林地として維持しますという契約を結ばせていただいているなかで、維持管理の支援をするという形でみどり税を支出させていただいておりますので、左側の1,556haについては、何かしらの支出が発生しているということになっております。</p>
座	長	<p>はい。よろしいですか。委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>結局こういうものを見ると、いつまでどのぐらいやるのかなということを当然、</p>

		我々責任を持って考えないといけないのかなと考えてもわからないことではありますけれども、未来永劫続けるのか、それともどうするのかといったあたりですが、何か御意見あればお出しただければと思います。なかなか難しい大きい問題です。
委 座	員 長	いいですか。
委 座	員 長	はい。〇〇委員。
委 座	員 長	この図は今度の答申には入りますか。
委 座	員 長	問題なければ出したいと思っています。
委 員	員	<p>そうすると今の質問の資金的にどれくらい抱えているか。それはあわせて説明していただいた方がわかりやすいですね。資料1別紙3のみどり税からいくら入っているか一般財源からいくら入っているかって事業局サイドでいうと、みどり税というのは財源のワンオブゼムですから。全体でいくらあって、でどうすればいいですかね、比例配分するのですかね。あるいは個別に紐づけでこの土地を買い取るのにみどり税をいくら入れますって処理したようなものがあれば。ただ、多分それはないですよ。別のところでみどり税の税目充てて入れるってなくて、多分この3つの財源ですか、一般財源と国費・市債とみどりの基金とそれ総額の中からいくらか充てているという感じだから。正確に言うとその年度のこの3つどういう比率かということによって買い取った年度というか、代金支払った瞬間ぐらいでいいですかね。現金主義的に考えてそんなときにこの3つの財源の割合がいくらだったか。そうすると、みどり税サイドから見ると、買取りにみどり税がいくら貢献したか、どれくらいのパーセントが貢献したか。おそらくそれは年度によって違うはずなので、マトリックス作るとややこしくなっちゃうけど。できるだけちょっと無理な質問かもしれないけど、分かりやすく。要するにどれくらい買い取っているのか買取りしなくても指定できているのか、これから手を付けなければならないのかというのはこの表でわかるのですが、今までの実績でみどり税がそれにどれだけ貢献したか。あるいは一般財源からどれくらい市の一般施策としてこれを重視しているか、それを金銭的に表現する部分というのがあった方がわかりやすいと思うのです。面積だけ言われてもよくわからないということです。我々のほうはみどり税の話なので、みどり税もっていついていただいて、これ買い取っていただくのはある意味では本旨にかなった話だからいいことだと思うのです。だけど、それ以外に入っていますというのは過去2回の今回の税調でわかりましたから、その中でどれくらいの割合でみどり税が貢献しているのですか、あるいは足りないのですか、十分貢献できているのですか、そういう次のロール・オーバーのための土台作りをしなきゃならないのでその数字を入れたら説明しやすい。やって良かったなと思しやすいし、あるいは足りないなと思えるかもしれないし、あるいはしばらく様子見ていいかなと思うかもしれないし。それは全体のバランスの話だと思うのですが。面積だけ出そうとするとそこまでは見通しが出せないの、ということです。</p> <p>その話というのは、事業局サイドで、一般財源とか国費・市債からの充当というのを管理されているのですよね。財政局でやっている。どっちで作ってもらえばいいですか。</p>
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		結果として、どういう支出があったかということだと思いますのでそれは私どもの方になります。
委 員		では、そちらで作っていただければ。はい。わかりました。 もう一つ。まだ話が時期的に早すぎると思うのですが、公有地買い取って522ha

		<p>どれくらいの広さか私は想像がつかないですが、これは悪く言うとデッド・ストックになってしまっているの、誤解を恐れずにいえば、何か収益化でも考えなくていいのかという気がするのですね。収益化といってもその500haを使って営利事業をやるというわけではなく、維持管理費の内製化、というようなイメージですね。将来同じような割合で、この未指定地1,300haのうちの一定割合が買取りになると522haよりも増えるわけですね。それが市内あちこちでよく言えば森林が維持されている。だけどそのためには、伐採もしなきゃ、枝打ちもしなきゃならないし、草刈りもしなきゃならない。いろんな維持・整備にお金がかかるわけですね。それをずっと税金だけでやりくりしていくのがいいのかというのはそろそろ考えた方がいいのではないかと。500haの保全地を使って緑を楽しんだりする市民はそうではない市民に比べて特別の受益があるわけですから。何か収益化の可能性があるなら、何かそろそろ考えた方がいいのではないかなという気はします。500haもあると言われると。</p>
座	長	<p>はい。ありがとうございます。2番目についてはさすがに保全のほうが先のプライオリティなので。御意見をいただくのはいいと思いますけれど、まだあとの話かなということで1番目が一番大事で、まさに〇〇委員の方が正論といいますか我々が一番知りたいところであり、我々の結論を導き出す唯一のファクトでもありますので、報告書の方にはきちんとそういうふうに書いていきたいなと思います。なかなかお答えいただけるのは難しいのかなと思うのですが、もし来期も続けるのであれば、また4年後5年後ということもありますので少しそういうふうにしてきちんと財政的な、決算的なものを作っていたらいいと思うので、ぜひお願いをいたします。よろしいでしょうか、1番目少し大きな話といいますか。</p> <p>〇〇委員どうぞ。</p>
委	員	<p>御説明ありがとうございます。</p> <p>見方がわからない部分がありまして、前回もお聞きしたこの資料1別紙2についてですが、修正いただいた第1期のところも含めて教えてください。</p>
座	長	<p>前回〇〇委員が御質問されたところです。はい。お願いします。</p>
委	員	<p>修正はしていただいたのですが、さらに見方の追加の質問があります。これは上が計画の合計ですね。過去の実績。下がみどり税が充当された額の合計ですね。割合が例えば1期だと、10,522百万円を58,211百万円で割ると、18%ぐらいのシェアですけども、原案だと、みどり税の計画額って減って、上がって、減ってとなっているのですが、税額の割合が原案だと34%って出るので、どういふふうに見たらいいかということです。みどり税に頼っているとみていいの。見方間違えていますか。</p>
座	長	<p>総額分のみどり税の割合です。</p>
委	員	<p>合計対合計の割合ですね。</p>
委	員	<p>前から1回目のときから委員から割合が見たいというリクエストが出ていたわけでした。1期だと18%、2期が26.8%、3期が27.1%、原案が34%となっています。</p>
座	長	<p>総額が減る中で、税収は上がっていますので、当然かなということなのですが。</p>
委	員	<p>それをどういふふうの評価したらいいか。さっきのこの御説明でも維持管理にも使っているということで、なんらかのみどり税を充てている。それはそれとしてわかるのですが、みどり税への依存度、今日先ほど冒頭座長が継続しないも含め</p>

		て検討するという話もあったので、どういうふうにかこれからを考えたほうがいいかなと思っています。
座	長	現場の部局の皆さんはどのようにお考えなのでしょうか。
みどり政策推進 担 当 理 事		御指摘のように今回事業費の総額が下がってきております。それは買取りを見込む推移の部分の計算をしますと、前回あるいは前々回の計画よりもその想定が下がってきているというところが一番大きなところでございます。それとあわせて用地を買取って進めていく農園付公園の整備ですとか、シンボリックな緑の創出につきましては、5か年の事業の見込みとして用地の買取りを抑制し、用地を確保した場所の整備を進めていくというところで全体的に事業費が落ちている傾向がございませう。いずれもそういった用地を取得する事業につきましては、通常ですと国庫補助金がかかり充当できるというところがございませうが、その事業が執行しないということであれば、国費の充当ができないということございませうして、事業費が下がるのとあわせて、国費の充当率も下がっていくということにもなります。結果、厳しい財政状況の中、財源確保を考えていく中で、最終的には、総事業費に占めるみどり税の割合が前期よりも少し増えているという状況でございませう。
座	長	いかがでしょうか。はい。主税部長お願いします。
主 税 部 長		前回も出ていたのですが、第1期のときは、欠損法人に対してみどり税を課さないという形になっておりまして、そうしますと、第1期の5か年のみどり税の決算額になりますけど、だいたい100億円だったのですね。第3期ですね、今回になりますけど、予算額を含めましていいますと、当然欠損法人も現在条例上みどり税をかけていますので、だいたい143億円ぐらいということだいたい1.4倍ぐらいにはそもそも税額が上がっておりますので、〇〇委員が御指摘いただいたとおり、税収額も1.4倍になっていますので、シェア的にもそういう意味ではみどり税に依存するような財源構成になっているというのは事実としてあります。表を委員の皆様にあとでお手元に、税収額の一覧を今用意しますので、配らせていただこうと思ひますが、主な原因としては、当然個人市民税の納税義務者が増えている部分もありますし、税額が大きいので、大きいのは法人市民税について欠損法人にかけないというのが、第1期はそういった制約がありましたので事情としては、そういうところでございませう。よろしくお願ひいたします。
座	長	はい、よろしいですか。どのように評価するかなかなかいろんな要素があるのですが。
委 員		1期のその欠損法人のお話は前回も説明ありまして、これは除外というのでいいと思うのですが、割合としては増えている。先ほどの1回目から今日までの御説明だと、やり遂げたものも結果的にある、これ以上買取りが難しい部分もはっきりしてきたとか、見えてきたものもあるとすると、見極めが難しい。税収伸びるのは、状況で伸びるというのはいいとして、先ほど依存という話になりましたけれど、やめることも将来的に考えられるとすると、これをどう見るかというのが重要かなと思ひます。
座	長	なかなか先を見通したり、いろいろと評価するのが難しいのですが、具体的に御意見あればお出しいただければと思ひます。今見ている資料1別紙2についても第1期、第2期及び第3期が、いわゆる実績ベースでこれから原案にというのはこれからの予算ベースになるのですが。みどり税の推移と、我々からするとみどり税を3本柱のどれに振るかという話が重要ではあるのですが。上の方の表についてもどう評価するかというのは少し背景として持っておかなければいけないのかなと

		<p>いうふうには思います。総事業費が90億円ほど減るという中で、柱の1について我々が一番重視をしているところについては60億円減少しているということで他よりも減りが大きいのは確かであってこれも含めて我々どう判断するのかというところになりますのでなかなかちょっと意見をまとめるのが難しいですが、何か個別に御意見ありましたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。</p>
委 員		<p>例えば、みどり税が入っていないとしたらできた範囲と、実際にみどり税も充当して、やった範囲というか規模というかで比べてみるというのは一つあるかもしれないですね。乗数効果とは言わないけれども、ある程度の規模を確保した方が単位当たりの効率が上がることが予想されるので、そういう数字を作ってみてもいいかもしれない。だから例えば3分の2でやるのがいいのか、そのままやるのがいいのかという話ですね。3分の1、みどり税で上乘せしているの、単位当たりではこれぐらい効率的にできるようになりました。なんかそういうストーリーが説明することができれば、みどり税の存在意義はあるのだというふうになるかもしれない。絶対額で比べても多分分からないので、単位当たり引き直したほうが良いと思うのです。</p>
座 長		<p>はい。おっしゃるとおり、我々というよりも市民あるいは市会の皆さんに対してそういう資料がもし示せば、もう1期やりたいですということが、通るなというふうに思います。</p>
委 員		<p>だてに規模が大きいだけではなくて、効率化が図られているという言い方ができれば。</p>
座 長		<p>ありがとうございます。それでは、2点目の宿題論点に移りたいと思いますけれども、宅地内の農業用施設です。前回私の方から問題提起をさせていただきました、我々もあまり税制調査会として議論しないときにできた制度ということなので、ちょっと違和感があるなというのと、前回資料のむしろ税制課がお作りになった方の資料の8ページあたりに件数と金額が出てきています。次期計画からすると約毎年1,000万円ということになります。住宅内に農業用施設を作る場合にそれを減税することがみどりに繋がるのかというのが、なかなか我々とすると飲み込みにくい部分があるなというのが前回出たところですが、この点について御意見いただければと思いますが、特によく〇〇委員はこれほど税の公平性を損ねてまでこれをやるのであればむしろ減税ではなくて、補助金の方が良くないかというような御意見もよくお出しされるのですが、いかがでしょう。</p> <p>約350件で1,000万円。</p>
委 員		<p>いいですか。</p>
座 長		<p>はい、お願いします。</p>
委 員		<p>青木座長が言うとおりで、この経緯がどういう経緯でこれ入ったかというのがちょっと私も記憶が不確かで、よく理解できていなかったのですが。前にも話をした通りで。基本的にみどり税を入れるときの議論というのは、緑被率を下げないように努力をしていきたいと思いますというので。それが一番最初のスタートだったので、そのときの議論として、こういう議論が出てきたのかなというふうには思うのですが。今回の議論として考えたときに、これはちゃんとやりましょうというところと、いやそろそろこれはもうタイミング的に3期まで来ているので、次のときにこれを残すべきかどうかというのはやっぱり検討した方が良いのではないかというふうに思っていた次第なのです。青木座長が言っていたように、もし本当にこういうことが必要であるのだったら、みどり税の対象としてこういうものを維持</p>

		<p>していくのではなくて、もしこれをこういう施設を維持していくということが大事だということであれば、やっぱり税ではなくて、補助金できちんと支出して、こういうものもやっぱり農業用施設として必要だということ。税の対象のこの事業として果たして適切かどうかということについて、前々から疑問を持っていたので、今回はやっぱりそれをもうちょっと議論して、どうするかということを考えてほうがいいのではないかなということです。</p>
座	長	はい。事務局から補足があるようですね
税 制 課	長	<p>導入の経緯を少し補足させていただきますと、みどり税が最初にできた時の税制研究会の最終的な報告書の中にはこの施策は入っていません。緑化のほうは入っていたのですが。その後市側で検討して、みどり税条例の提案をする際にこれを組み込んだというのがそもそもの経緯となっております。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。その上で今の御説明にもありましたようにこれは我々が今年、諮問を受けているのがみどり税についてなのか、それとも税制全般なのかというところになります。もしも、前者で特に今年は更新期なので、みどり税についての諮問をするという市長の御諮問であるとすれば、これについては、我々は附帯意見くらいにしておきたいと思えます。みどりアップ計画の中には入っていますので我々は当然審議をさせていただきますけれども、我々が意見をすることがみどり税ということであれば、ただもちろんこれ税制ですので、税の軽減ですので我々口出しをせざるを得ないわけですが、ただ今年の報告書、みどり税をどうしますかという報告書の中では、附属する部分についての意見ということで、おそらく今〇〇委員にまとめていただいたように税制調査会からすると、税の軽減はやはり納税者間で不公平を招きかねないし、件数の少なさと金額の少なさを考えると要検討事項ということで、望ましい措置ではないという程度には附帯意見として書いておきたいと思えますけれども、よろしいですか。</p>
委 員		確認ですが、今の青木座長と横浜市側の説明だと、この軽減措置はみどりアップ計画には入っていて、みどり税条例には入っていないのですか。
税 制 課	長	みどり税条例にも入っています。
委 員		条例には入っていないとおかしいですね。
座	長	我々の意見として、どのくらいの重さかはあるとしても、どのような条例案とするかの決定権は事務局にあるかと思えます。
農 政 部	長	<p>農政部長の内田でございます。経緯ですけれども、平成21年度から始まって、私自身平成19年度から21年度まで北部農政事務所という現場を担当する係長でいまして、この業務に現場レベルで対応していました。どう導入したかというのは出先だったので、きちんと認識していませんでしたが、お伝えしたいのは、この制度自体は、農地の保全を目的としている。そのシンプルな仕組みではなく、農業用施設用地を10年間、その農業用施設では100%農地の管理に必要なものを収納するという厳しい条件で、もしそれに反したら、返還してもらう制度を作ること、それから、地元約10か所で各方面別に説明会を実施しております。私も説明者の一人として説明をさせていただいて、今に至りますが、非常にこの事業の取り組みの効果は大きいと、現場レベルを担当した者としては感じています。</p> <p>先ほどお話にありました減免ではなくて、補助とか奨励金はどうかということですが、実は横浜の農家に限りませんが、都市の農地所有者にとって、いわゆる税というものに対しては非常に重たいものになっていて、相続税や固定資産税、都市計画税、これは毎年非常に苦心しているところでございます。そこに、平成21</p>

	<p>年に向けて光を当てて、そこを支援していく制度を作ることで、農地所有者の方々のモチベーションといいますか、インセンティブを上げたというのがこの取組でして、それが農地所有者の方々にとても響いているというのが今現在の状況です。</p> <p>制度を利用している農地所有者の方々はほとんど1ヘクタール以上農地を所有している方々です。横浜の農地所有者で1ヘクタールを超えている方々は、あまりいらっしゃらない状況ですが、その方々がこの制度に賛同し、大きなモチベーションをもって、農地を管理していただいている。我々農政部としましても、仮に庁内で、財政部門や税部門からきちんとした管理をしているのか、運用しているのかと言われた時に、きちっと説明できるように、もちろん市民の皆様に対しても説明できるように制度設計においても非常に厳しい条件を設けて、10年間保全する、それからその中の農業用施設の中は100%農地を管理するもの、ですから、生活用の車は置いてないです。それこそ臼や杵、生活用で使っているもの、あるいは子どもたちが使うようなボールやバッグとかそういったものがありましたら全て撤去してもらいます。もし何の調整もなく建物自体が撤去された場合には、過去に遡ってすべて返していただく。7年という期間がありますけれども、そういう厳しい運用をしてきてございますので、この取組自体が農地保全に大きな効果を生んでいるということ、1,000万円という金額がどの程度多いのか少ないのかはともかく、費用対効果としては非常に大きな制度であり、横浜市の施策として農地所有者に響いているということを述べさせていただきます。</p>
委 員	平成21年から始まったということですが、10年間軽減措置が行われるということは、もう終わっている所もあるということですよ。
農 政 部 長	10年経って、また更新をするかしないか、そこで中にはやめている方もいらっしゃるが、ほとんどの方は新たに更新しています。
委 員	基本的に制度が続く限りは永久にということですか。
農 政 部 長	この制度が続いて、きちんと農業用施設として管理をしていれば、続きます。一件当たりの減免額はだいたい数万円程度なので、それをどう見るかということですが、税の減免は非常に重たいと、我々もそう考えています。
委 員	先ほど効果が非常に大きいとおっしゃっていただきましたが、今の話だと軽減額はそれほどでもないけれども、モチベーションが上がったというのはどう考えたらよいのですか。それは、横浜市が、自分たちが大変なのがかかってくれたという感じなのでしょうか。
農 政 部 長	説明会の時に私も説明をして、多くの農地所有者が集まりましたけれども、固定資産税、都市計画税あるいは相続税といった税は非常に重たい、苦心しているという中で、市としてこうした取組を設けたことは非常に感謝していると、あと面積的にも農地所有者の方々の農地面積を合計すると、所有面積が200ヘクタール、あくまでそれは所有しているということであり、その人たちは他の農地もまた借りたりしているので、そういった意味の保全に1,000万円という金額が多いのか少ないのか一概には言えませんが、1,000万円を軽減することによってきちんとした管理をしていただいている。また、日々現場を回る農政事務所の職員が農家の方々と接している中でも、非常にありがたいという声もいただいておりますし、きちんとした管理をしていただいている、効果を感じているということです。
主 税 部 長	基本的には、環境創造局の説明資料5ページにあるとおり、農業用施設が農地に隣接していると、農景観が悪くなるということで、それを御自宅の宅地のほうに置いてもらって、農景観を良くしようというのが、この趣旨です。

		<p>税制上の関係でいうと、わがまち特例のような形で、要は横浜市がそういう農景観を良くするために自宅のほうに農業用施設を誘導しているわけです。誘導した分について、誘導するとその分宅地課税になり、大きな額ではありませんがその分税額が上がるので、その上がった税額分だけ横浜市が誘導しているので軽減するというものです。ですので、税制でいうとその誘導して上がった税額分の軽減をする制度なので、よくわがまち特例でも、こういった設備を設ければ自治体で軽減措置をすればいいというのはあるので、税制上の制度としてはそういう形でやらせていただいています。横浜市がそちらに誘導しているので、その契約をしていただいた農家さんについては、税を軽減するというのでやっていますので、税制上の形としては、突飛なものではなく、インセンティブについてどの程度あるかということはあるかと思いますが、わがまち特例でもみられるような仕組みと比べても、特殊なものではないと考えています。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。終息に向けて今御提案いただきました、ありがとうございます。</p>
委	員	<p>気になるところは、固定資産税の軽減も補助金も一緒ですが、市が例えば1万円減免しているけれども、納税者側ではそれは所得税か法人税で持ってかかっている、市民税でも持っていかかれていますから、多少は横浜市にも返ってきていると思いますが。国に持っていかかっている部分があるので、ネットで1万円渡せるような仕組みにした方がいいと思います。</p>
座	長	<p>それも含めて我々からすると補助金のほうが良いのではという話です。</p>
委	員	<p>補助金も一緒です。補助金でも所得加算をしなければならぬので。計算技術としては圧縮記帳という計算技術を使っています。なので、経費が減るか収益が増えるかということで、同じです。結局、現状の税の減免でも補助金でも、その部分は国税や地方税で一部分が公共部門に戻ってきてしまっていて、減免や補助金の額面額だけの効果は納税者の手元では残っていません。例えば所得税法9条の非課税所得のどれかに当てはまるような仕組みを考えるとかですね。所得ではないと言ってもらえるような形であれば、渡したものがそのまま向こうに伝わるわけなので3割、4割国に持っていかかなくて済むと。それも少し考えていただければ。市民税でいえば、所得割のところ、減免額や補助金額を非課税所得にする、という措置を打てば、横浜市内部での還流は防ぐことができます。</p>
座	長	<p>はい。少し細かいところ入りましたが話を戻したいと思います。我々の立場からすると、最初に申し上げたとおり報告書の中では税制の観点からすると、やはりできるだけ不公平感が出るようなことは避けたいという正論を書いておいて、あとはもう市会も含めて政治判断をすると思いますので、我々からすると税制の専門家からすると、望ましいことではないですと、今、〇〇委員に最後言っていたように、もっと良く効果があるものに変えられるのであれば考えてくださいということを附則で書いておきたいかなと。</p> <p>みどり税条例に入っているそうですが、あくまで我々の意見ですので、みどり税本体についてもやるかやらないかの意見になりますのでこの点については、冒頭にまとめたように、税制の立場からすると、というところで書いておきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。それでは次の議題に入ります。</p>
委	員	<p>すみません。わがまち特例の説明は入れたほうが良いのではないのでしょうか。</p>
座	長	<p>それは必要ないかと思われまます。</p>

	<p>2番目が終わりましたので、3番目ですが、事業費一覧これはよろしいですね。そうしますと御説明いただいたところの宿題、議題1についてはよろしいということでもよろしいですか。</p> <p>すみません、一つありました。特別会計の充当部分について、前回想定額ということで〇〇委員から御意見をいただいていたところ、我々専門家からしても使わない言葉なのでわからないということで想定額92億円ということで、追加で記述を改めていただきました。〇〇委員、これでいかがでしょうか。注1、注2とつけていただいて、注2のところ、想定額とは5年間の償還に必要な見込み額ですというのがあります。これでよろしいですか。</p>
委員	<p>いいというか、多分、工夫して苦労されてこういう表記にしたと思います。いいとか悪いとかではなくて。</p>
座長	<p>想定額というのはほとんど見ない表現なので。</p>
委員	<p>はい。財政だと大体見込額という表記が普通。こういう表記ということで理解しました。</p>
座長	<p>これで宿題を果たせたということで、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題の2番目にいきたいと思います。市民会議についてです。市民会議については37の府県でやっており、森林環境税については、県民会議が乱れていることをいろいろ聞くわけですが、みどり税の場合はいかがなのかということもまずは御説明をよろしくお願いいたします。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>(2) 横浜みどりアップ計画市民推進会議について御説明させていただきます。右肩に議題資料2と記載されたものをお手元に御用意ください。</p> <p>ページをおめくりいただき、本日の御説明内容は、①概要、②活動状況、③評価・提案の3点を御説明させていただきます。</p> <p>ページをおめくりください。</p> <p>まず、①概要についてですが、横浜みどりアップ計画市民推進会議は、市民参加の組織により、みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の皆様への情報提供等を行うことを目的として設置し、条例設置の附属機関に位置付けています。</p> <p>学識経験者や関係団体、町内会・自治会代表、公募市民の計16名で活動しています。シートの左側の表では、委員の人数構成をお示ししています。中央には、市民推進会議の全体像を示しており、全体会議に加え、柱別の施策別専門部会と取組の現場を調査する調査部会を開催しています。</p> <p>次のページをご覧ください。②活動状況についてです。「みどりアップ計画に対する評価及び意見・提案」と「市民への情報提供」を目的に、全体会議や施策別専門部会などを実施しており、現計画が開始した2019年4月から2023年8月までの間に、全体会議を9回、施策別専門部会を14回、調査部会を4回、広報・見える化部会を14回開催しています。広報・見える化部会は、市民委員の方を中心に活動していただいております。市民目線でみどりアップ計画の取組を紹介する、広報誌「Yokohama みどりアップ Action」を発行しています。</p> <p>次のページには、この4年間で発行されたみどりアップ Action の表紙を示しており、合計で8号発行されています。</p> <p>ページをおめくり下さい。次に、③評価・提案についてです。市民推進会議では、</p>

	<p>評価・提案を毎年報告書として作成しています。ご覧いただいている6ページでは、柱1及び柱2に対する評価・提案の概要を抜粋してお示ししています。</p> <p>次のページをご覧ください。7ページでは、柱3と広報に対する評価・提案の概要を抜粋してお示ししています。また、報告書本体では、施策単位で評価・提案をいただいています。</p> <p>資料2別紙として報告書本体も御用意しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
座長	<p>ありがとうございます。この市民会議についてですが、まずは御質問いただければと思いますが、一つ難しいのはこれ名称からおわかりのようにみどりアップ計画についての市民推進会議ということでみどり税に限っておりませんので、その部分が我々の審議の対象ではないところと被りますけれど、そのあたりも意識しながらご質問いただければと思いますが、一つだけ、私からまず前提条件を教えてくださいたいのですが、この委員構成ですが、関係団体というのはどういうところが選ばれているのか教えてくださいたい。</p> <p>それともう一つ町内会自治会代表が1名ですが、これは地域固定なのかそれとも変わっていくのか。これが2点目です。</p>
みどりアップ推進部担当部長	<p>関係団体ですけれども、横浜商工会議所、それからよこはま緑の推進団体連絡協議会、市民の森愛護会などです。</p> <p>資料2別紙の53ページをご覧ください。こちらに委員の名簿を載せておりますが、区分のところに関係団体とありまして、備考欄にどういう団体かを載せてございます。</p>
座長	<p>はい、委員の皆様、これで御判断ください。これは、2番目はいかがでしょう。町内会代表って地域代表みたいになっているのですか。</p>
みどりアップ推進部担当部長	<p>これは町内会の連合の組織に毎年推薦を依頼しまして、その中からこの会議にはこの会長さんに出てもらいますという形で参加をしていただいています。</p>
座長	<p>固定しているわけではないということですね。</p>
みどりアップ推進部担当部長	<p>はい。</p>
座長	<p>それでは、この点については委員の皆様から御意見をいただく前に、まずは参加していただいている〇〇委員に感想等々コメントいただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどその概要のところ、委員構成が出ていますが、この会議が始まる前に少し話を座長としまして、〇〇委員とも少し話をしましたが、特にやっぱり重要だと思っていたのがまさにそのとおりで、公募市民5人いらっしやって、この方々が実際に先ほどこの5ページの広報誌を作っらっしやって、それと同時に一言でいうと、意識の高い人たちが集まっらっしやって、私なんかは煽られる方で、みどりアップ計画について、直接我々が議論しているみどり税に限ったことを議論するのではなく、あくまでも横浜市全体のみどりアップ計画を審議するという委員会になっていますけれど、非常に担当部局の環境創造局の皆さんもいらっしやいますが、結構議論が活発で、そういう意味では、この市民推進会議というものは、いわゆる行政という組織からいくと、少し異質な組織になりますが、みどり税を含めたこういう施策を行うという意味では、この会議は非常に、個人的な感想であります、</p>

		非常に重要な委員会で、活発な活動をしてもらっていると思っています。私は非常に高く評価しています。
座	長	はい。ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか、何か御意見ありましたらお願いします。
委	員	〇〇委員にちょっと質問ですが、この推進会議で、みどりアップ計画の中で駄目と言ったものはありますか。
委	員	結構厳しく指摘されて、これはどうなっているのかというので、環境創造局の方に色々指摘がされていて、それを反映する形で環境創造局の方々が、実際にその行政のあり方を考えていったというケースはいくつかあります。具体的に言うと、特に災害が起きて、木が道路に倒れてくる場合、それが市民の妨げにならないように、まさにみどりアップなので、きちんと伐採をすとかそういう施策は積極的にやらなければいけないのではという話は出ておりました。
委	員	それは、道路管理でなくみどりの話ですか。
委	員	道路管理ではなく、森林環境を維持していくときに、きれいに整備された、要するに、維持管理です。維持管理がきちんとされている市民の森などです。
委	員	道路ではなくて市民の森ですか。
委	員	そうです。台風が来たりして災害に遭うことがあります。
委	員	倒木とかはありますよね。それは樹林地内部の維持管理の話。
委	員	市民の森自体をどう維持するのかというのが問題になると同様に、道路を敷設する場合に逆に大きいマイナスになるので、こういうものをきちんと管理していくことにもっと力入れていかなければいけないのではという意見が非常に最近強く出てきているという実感です。
委	員	個人的には、道路は道路管理の話で、森林は森林管理の話だと思います。
委	員	それは本当にそうです。
委	員	なぜその2つがくっつくのかわかりません。
委	員	管理する主体が見事に分かれています。
委	員	もちろん行政的には分かれているし、予算的にも分かれているものをあえてくっつける意味があるのですか。
委	員	市民の森は環境創造局が何とかしなければいけないという発想になりますが、ところが公園になると今度は土木の担当になります。まさに道路ってなると、完全に土木の担当になります。ところが、実態として市民から見ると、維持管理をきちんとやっていかないといけないのではという意見が最近非常に強く出ています。
委	員	それを市の事務局のどこに投げるのですか。
委	員	とりあえずはこの委員会があるので環境創造局に言っている。そうすると環境創造局から公園の管理とか、それから道路の管理という管理部門に話を振っています。特に最近は環境変化が非常に激しいので。 そもそもの設置を考えた当時から考えると、非常にやっぱそういうその影響が大きくなってきていて、維持管理というのは非常に重要だと思います。
委	員	なるほど。この話は、答申の中に出てくるのですか。
座	長	少し整理をさせていただきたいのですが、我々の方からこういうものが必要だということを当初から出してきたのはなぜかという、やっぱり均等割というものを上げるという市民全体に関わるからという、行政の利益が市民全体に及ぶので均等割を上げましょう、均等割を上げる時には、やはり特段他の自治体よりも上げるわ

		<p>けなので、それについて監視をするようなものを議会とは別に市民会議という形で作った方がいいのではということ、他県についてもそういうものができたということです。なので、我々は定期的にチェックをしておかしい、我々の当初の目的が果たされていないということであれば注文をつけなければいけないということです。ただ、もう一つの要素があって、県レベルの森林環境税だと、いわゆる生業がかなり関わってくるのと、もう一つは税収の使途を監視するために市民会議を作りましょうというのが多いですね。そのため、余計にそこで業界と税収がくっついてしまい、ねじ曲がって私利私欲が出てくるというのが、他県の例で非常に多いです。それがいいか悪いかここでは税収の使途についてはあまりやっていただかないということにしてあって、いわば少し緑全般の行政と連携しつつ行政にも意見を言う位置づけなので、あまり生業云々のところが比較的入りにくいところがあって、いいことですが、その分税についてのチェックということは、むしろ市民会議の方にはあんまり期待できないので、税制調査会自身、我々自身がやらなければいけないということで現場を見に行っているというのが今までの経緯です。</p>
委 員		<p>今度ロール・オーバーするかどうかの話のときに、現状ここまででしたという整理が要ると思います。そのときに、先ほどのみどりアップ計画、それから市民会議、みどり税、よく似たものが並ぶとどう関係があるのかが、答申を読むだけでは分からない、業界人なら知っているけどという状態になってしまうのは、それは答申自体の説得力が低くなってしまうので。三権分立ではないけれども、チェック・アンド・バランスのこういう関係で、その計画とこういう会議体と、それから税制でこういうので超過課税でやっていること、三者間の関係をわかりやすく整理して出してもらおうと、読んでいる側からするとわかりやすいと思いますね。</p>
座 長		<p>ちょうど今、御質問いただいてお答えした内容を少しまとめると、報告書で、今〇〇委員に御指摘いただいているところが少し表に出るかなというふうに思います。</p> <p>他の委員の方々はいかがでしょうか。私の把握しているところだと、先ほど御説明したように、被っているようで被らない部分があり、その中で県レベルのものと違って、やはり税収については税制調査会がきちんと見ないと市民会議はむしろもう少し広いものですよと、みどりアップ計画の方ですよという位置付けかなと思います。</p>
委 員		<p>その民主主義との関わりが大事だと思いますが、議会と関わりがなくて市民会議やりましょうと、そちらの方でみどりアップ計画をコントロール、評価をしましょうという話になると、では議会は何をしているのか、あるいは議会からすると横から何でそんな話が出てくるのか、とそういうことになってしまう。そこをうまく説明していただきたい。市民会議は独立行政委員会ではないので最終的な責任は首長が負うのでしょうか。また、議会も二元代表制の下で責任の一端を担っている。なので、市長事務局は議会に対して説明責任を負っているわけでしょう。そういう関係になっていてバランスが取れているというまとめ方になると思うが、そういうのが横浜の緑との関わりでグループではないですけど、相関関係になっていると見せてもらった方が、それぞれの大きな3つの分野の関係がよくわかると思います。</p>
座 長		<p>ありがとうございます。当然、市会の方からしても、おそらく、何で別途検討会があるのかという話になるので、あくまでこれは均等割の超過課税という特別なことをやる場合に、こういうものが求められるという御説明を市会の方にもしないといけない。報告書で書いていただけたらと思います。</p>

		<p>ありがとうございます。そのうえで県レベルと違ってそういう全般的なことであり、生業にも関わりにくい部分も強いのと、あとは公募の市民の方がしっかりとやっていたというところで〇〇委員に御報告いただきましたので、いかがでしょうか、この部分についてはやはり超過課税をやる上では必須ではあるので存続してほしいと、ただ税収の行方について特にチェックをお任せしているわけではないので、その部分については我々、税制調査会がしっかりとやっていくというような位置付けで答申を書いていこうかなと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。</p>
委 員		<p>委員の話が出ましたが、これって委員の改選というのは同時に全部やるのですか、あるいは半数改選くらいですか。</p>
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		<p>委員の方々の任期は3年ということを規約で決めておきまして、3年で全体を改選することになっています。継続して委員をやっていた方もいらっしゃいます。</p>
委 員		<p>継続性という点では、今おっしゃったように、継続してその委員の任期、次の任期でもお願いしますというのはありかもしれないし、あるいは癒着が困るという点から考えると、あんまりそのようなことやっているとその利害関係団体、圧力団体になってしまうのでそれも困ると。だからそのバランスをどう取るかというのをどこで考えるべきですかね。</p>
座 長		<p>我々は、それは意見として出しておくというはあるかもしれないし、任期の回数には制限をつけた方がいいとか。</p>
委 員		<p>この会議の最大のメリットは透明性だと思うのですよ。それを横からつかれないようにいかに自律的にコントロールするかというのは大事だと思うので、一つは半数改選かも知れないしもう一つは、再任は2期までしかやらないとか。さっきの町内会の代表の方というのが連合町内会で回しているみたいですけどそれもありますね。実態とみると気になる点もあります。</p>
座 長		<p>〇〇委員、いかがですか。</p>
委 員		<p>結果をお話しすると、利害関係がないと考えられている学識経験者では、再任が結構行われています。</p>
座 長		<p>〇〇委員は15年ですよ。</p>
委 員		<p>それ以外のところはだいたい原則的には変えるという、具体的にいうとここで出ている関係団体でも変わっていますし、公募市民の方も完全に総入れ替えを毎回やっているというのが実態です。</p>
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		<p>補足と訂正をさせていただければと思いますが、公募市民の方については再任して計画の期間と同じく5年間やっていたおきまして、これまで3期みどりアップ計画やってきていますけれども、それぞれの計画期間ごとに新しい公募委員を募集して入っていただいています。</p>
委 員		<p>透明性を確保していただきたいですね。</p>
座 長		<p>そうですね。我々の望みは透明性です。</p>
委 員		<p>それから、資料2の3ページ、条例からもってきていると思いますが、目的のところから市民参加の組織によりみどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の情報提供云々が出てきて、「評価」という言葉が出てくるのですが、同じ資料6ページ上から2行目「継続したことを評価します。」の評価の使い方が違います。これはちょっと困るのではないのでしょうか。3行目にも出てきます。それから次の段落の1行目3つ目の段落の2行目にも出てきます。この文章を考えた方は「評価しま</p>

		す」という記載は、「良かった」という意味で使っています。一方、条例の方の目的の「評価」という言葉は「測定する」という意味で使っています。ちょっと日本語が混乱しているので書き分けていただいた方が理解しやすいと思います。
座	長	<p>はい。ありがとうございます。この点については今のようなまとめ方でよろしいでしょうか。透明性を確保することを条件に継続をしていただきたいということになります。市会と我々も含めた位置付けをもっと明確にして書いておきたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。議題の1と2が終了しましたので、環境創造局についてはここまでということで、大変にありがとうございました。2回続けて御参加いただいて。退出されるようなので、議事は引き続き進めていきたいと思います。</p>
<<環境創造局退室>>		
座	長	<p>それでは議題の3番目になりますけれども、横浜みどり税と森林環境税等の違いについてというところになります。資料3をお出してください。事務局に作っていただきました。おめくりいただきますと1枚目、ここが大事なのですが、ページ数が振ってあります。1ページになります。我々からすると横浜みどり税と国税森林環境税および水源環境税、県税、これの3つの違いを出してみどり税は、何も被っていないですよと、独立してやっていますということを伝えたいと、そのために今回は2つを分けていただきました。</p> <p>課税の趣旨、前回税収の用途による違いということを強調してやっていただいて、その結果として、校舎を木造にということでしたが、今回はむしろ課税の趣旨、国税の方について問題点を多く指摘することもできますが、それを分けて書いていただきました。ちょっと簡単に御説明をお願いいたします。</p>
税 制 課	長	<p>趣旨については座長からお話いただいたとおりで、次のページで、まず課税の趣旨目的による違いというところですね。みどり税については、都市化が進む横浜市において、市内の緑の減少に歯止めをかけ、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るということで本市独自の理由があるということを強調しております。</p> <p>一方で、森林環境税につきましては、温室効果ガス排出削減の達成や災害補償を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するためということです。県の水源環境保全税につきましては、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全、再生に資する事業の充実を図ると、このような3つそれぞれの趣旨、目的というものがありますというお話です。</p>
委	員	質問です。この文章はどこから持ってきたのですか。
税 制 課	長	それぞれの条例ですとかあるいはそれぞれ自治体、国が発出しているような、説明文書など、両方から持ってきております。出典が書いておらず申し訳ありません。
委	員	横浜みどり税のこの文書は。この典拠はすごく大事ですね。適当に作文しましたでは全く意味ないので。
税 制 課	長	我々が公式に市民向けにパンフレット、チラシにおいて使っているもので、もちろんベースは条例にあるのですが。
委	員	例えば条例を議会に上程するときの条例案で出したのでしょうか。そのときは条例案の上程の趣旨説明を最初にしますよね。その議事録でこう説明していますというのが一つ考えられる。もう一つは条例の第1条は目的が書いてあるから、その条文からもってきましたが考えられる。下の2つも一緒ですね。2つ目の国税の森林

		環境税でありそうなのは、国の税制調査会の答申からもってきました。あるいは衆議院に上程するとき、こういうふうに政府委員が、今は政府委員とは言わないですかね、が説明していました。あるいは法律の条文の第1条に書いてあります。パターンとしてはよく似ていると思います。
税制課長		そういう意味でいうと、みどり税の方は、後段の、緑の保全および創造に資する事業の充実を図るとというのが条例第1条で掲げている趣旨になります。
委員		そこしか書いていない。
税制課長		はい。それではちょっと言葉が足りないということで足しています。
委員		合成してはだめですよ。
座長		〇〇委員、これ資料とすると出典が大事なのですが、我々の意見書に書くのであれば、我々の意見として別に書いてしまってもおかしくはないですね。
委員		いや、それはだめですよ。立法者でもない審議会が制度趣旨を勝手に別の趣旨で説明してはだめですよ。
座長		別にこれは法律を説明するものではないので。
委員		みどり税は条例ですよ。
座長		それぞれの税でもいいのですが、我々委員がこういうふうに判断していますということを書けばいいのが報告書なので。
委員		いや、それは違うのでは。
座長		なんといいですかね、審議の材料とすると出典が大事なのですが、結果として報告書にまとめるときはそれをそのまま写す必要はなくて、国はあんなにいい加減なことを言っているわけですから。
委員		いい加減です、と書けばいいのではないですか。
座長		ですから、それが我々の意見になってしまう。
委員		別に太鼓持ちする必要はないのであって、国はこう言っていますと、カット&ペーストで貼り付ければいいわけですよ。
座長		ただこれは、はっきり言っていい加減ですと書くわけです。
委員		それは後の評価の話ですよ。事実の認識と評価は別です。
座長		そうです。ですから、審議の材料とするとこういうものを出していただくのはいいのですが、その後それをどう評価するかは我々がすることです。
委員		評価はもちろんね、座長のおっしゃるとおり。これはこの趣旨で出来上がっていますというのは条例に書いてあるか、議会への上程か。あるいは政府税制調査会であるとかここだとかいう諮問機関がなんて言ったか、それで立法趣旨は決まるのであって。
座長		ですから、今例えませんが、みどり税について後段の部分は条例に書いてあります。これだと足りないので我々前を付け加えますということ。
委員		だからそこを合成しては駄目です。
座長		いいのではないのでしょうか。
委員		条例はこう書いてあります。もともと提案した我々はそれよりも広くて、前の減少に歯止めをかけるというのも趣旨として答申しましたと書けば、それは事実です。
座長		そうです。ですから、みどり税について別にこれ、今ここに書いてあるのは出典ではありませんので、我々の意見も含めて、意見の案だと思っていただければ結構です。

委 員	だから、合成しては駄目だと思うのです。それは立法者の頭ごなしに立法趣旨を歪めてしまうから。
座 長	であれば別に分けて書いてもいいのですけれども、条例にはこう書いてあるけれども、我々とするとは足りないのだからこれを付け加えますということなのです。
委 員	例えば我々のところで一番の典拠になるのは、みどり税をやったらどうですかって提案した研究会時代の答申の中に、前半部分がかかれていれば、それを引っ張っていただければいいわけですよ。
座 長	書いてありますけれども改めてこれは、委員がおっしゃっていることを守ろうとしてもいいのですけれども、このアンダーラインの部分は引っ張ってきているわけですよ。
委 員	なるほど。しかも、「歯止めをかける」の部分の典拠と後ろの「保全および創造」の典拠は違うわけですね。
座 長	そうです。その部分を引っ張った上で、これでは足りない、3つの違いを明らかにしていないので、我々、今回の審議ではこれをつけ加えて意見として市長に出しますということで書くわけですから。
委 員	後半部分は評価の話だから、これからやればいいことだと思います。
座 長	ここにあるのは、その結論の原案だと思ってください。
委 員	それは結論の部分で書けばいいのではないですか。制度趣旨、目的がこうだと言われると、普通は私がさっき説明したようなところを見るのが普通だと思います。合成してこうです、というのは書けないですよ。
主 税 部 長	先ほど座長に言っていたような、条例上は下線の部分しか書いていません。
委 員	それは、条例はこういっています、でいいのではないですか。それも事実です。
主 税 部 長	当初、〇〇委員が一番最初にこの条例をやるときの制度趣旨みたいな説明をしていたのは、市内の開発圧力が云々と書いてありますが、正直いうと今そういうのをここで書けるかという、制度創設当初より開発圧力というのは、ちょっと時代的に変わってきているのかなというのがありまして。
委 員	それは歴史的事実としては掲げるべきだと思いますよ。
主 税 部 長	そう思いますけれど、この検討に当たってということでございますので。
委 員	だからなおさら大事なのです。今あるのはこういう立法趣旨だったのですよ。制度趣旨だったのですよということを正確にまず把握しなきゃならないのではないですか。
主 税 部 長	それは否定しないのですけれども、今回の検討に当たっての言い回しとしては、文章の最初に加えさせていただいた都市化が進む横浜市、というものになります。
委 員	ですから、それは次ステップですよ。今あるものと、その次に移行するときの話とは別だということですね。
主 税 部 長	制度創設当初は、開発圧力云々というのは当然事実としてありましたので。
座 長	先ほども途中で言ったのですけれども、時間の節約のために、これ要は答申の案をお出ししています。
委 員	だから私の意見としては、その合成せずに切り分けてほしい。
座 長	最初の資料はそれで別に作り変えてもいいのですけれども、原案としてこういうもので分けたいのですがいかがでしょうかということをお示ししているのです。それで、なかった部分を付け加えていただいたのです。

委 員	付け加えたというかどこから持ってきたわけですね。
座 長	持ってきてないです。これは今部長がおっしゃっていただいたように昔のそのまま引っ張ってくると、乱開発などの文言になってしまうので、それを今言えないので、都市化が進むという程度に丸めていただいたということです。これが我々の議事の結果としてこの3つで分けたいかがでしょうか。アンダーラインが引いてあるところの出典ですということなので、ないところは我々の意見としてつけ加えましょう。もうちょっと国税なんか悪口言ってもいいのですがこの程度にとどめておいて。
委 員	悪口は次の評価の話。彼らはこう言っていますというのが第1段階の認識であって、それに対していいかどうかという話は、第2段階で我々はしなければならないのですよ。
座 長	では〇〇委員のおっしゃるとおりやりましょう。時間が足りないのですが、アンダーラインのないところは消していただいて御審議ください。私の意見からすると、前を付け加えてくださいということになります。
委 員	横浜みどり税の条例を見ると、アンダーラインの緑のところから書いているのですけれど。
座 長	歯止めをかけ、は入っていません。
委 員	それはどこから持ってきていますか。
座 長	これは我々がしょっちゅう言っているけれど、どこかの文章から。
委 員	下線はどこからか引用してきたというのを徹底していただきたい。
主 税 部 長	そうですね。〇〇委員の御指摘の通りですと、緑の保全及び創造に云々という部分が引用部分になります。
委 員	それが条例からきている部分ですか。
主 税 部 長	そうです。
委 員	前半部分は研究会の答申が何かの、趣旨はこうだ、とはいえるわけですよ。それはありだと思います。
税 制 課 長	あと、議会へ我々が資料として公式に提出している説明文の説明資料ですね。
委 員	条例の上程のときですよ。
主 税 部 長	そうです。
委 員	ではそれも当然使えるのではないですか。
主 税 部 長	線の引き方は〇〇委員のおっしゃるようになっていますので修正します。
委 員	せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。
座 長	さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときに付け加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。
委 員	この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。
企 画 係 長	国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがあります。総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国のホームページにも上がっているものです。
座 長	それはどこが出しているのですか。
企 画 係 長	これ自体はですね、地方財務協会が出しているのですけれど、総務省のパワーポ

		イントを集めたものです。
座	長	細かいことを言うと、省庁によって言うこと全然違うことを言うので、国税分は全部書いているとキリがありません。
委	員	だからこの文章はどこに書いてあるかどうかは書かれていればいいですよ。
税 制 課	長	出典ということですか。
委	員	そうです。それが思いっきり外れていると話にならなくて、せめて国税ですから財務省かあるいは、税制調査会か、衆議院の提案理由か、そのあたりですよ。
企 画 係	長	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は総務省所管なので。
委	員	であれば総務省ですね。
企 画 係	長	総務省のこの資料は、公式見解としては正しいのだろうと思います。
委	員	公式見解ですよ。そこは良かれ悪しかれ公式見解ですから。制度趣旨をどう説明しているかというのは、けしからんと思ってもあちらはこう説明しているとしか言いようがないわけです。ただそのハンドブックはちょっと根拠にはならないと思いますよ。
企 画 係	長	これはハンドブックになっているだけのものですが、国の方でホームページにあげている資料を見やすくまとめて冊子にされているという類のものです。
委	員	税調の答申の中に書いてあれば、そのページ指定してくれると一番いい。「税調答申」という形式が重要です。それか今衆議院の議事録はウェブで見られるので、そのときの提案理由。政府委員がどう説明しているか、その一文で出ればベストですよ。立法機関である国会に対して内閣がどう説明して法律の制定を求めたから。オーソリティのある典拠を書いてほしいです。どっかの解説書に書いてありましたではなくて。解説書は役所が書いても解説書です。唯一の例外は、いわゆる立法担当官と総称される、法案の起案をした行政官がした解説ですね。年度ごとの「改正税法のすべて」というような冊子が刊行されていて、国税、地方税で担当官が解説しています。制度趣旨といわれると、ここはすごく厳密な話なので。もちろん、それと、評価は全く別です。私は座長がおっしゃる「評価」はとても重要だと思っていますので、答申には「評価」は必ず入れていただきたい。3つ目の県税は、ありそうな文章だけど、県の条例の1条くらいに書いてありそうですが、県税の研究会は今動いているのですか。
主 税 部	長	動いていないようです。
委	員	そうすると県議会の上程のときの理由かどちらかということですよ。今はいいので、オーソリティのある典拠で書いてほしいです。
税 制 課	長	このページは事務局の方で調整させていただきます。
委	員	それでいいです。 答申の中では3つ書き分けた方がいいのではないですか。
座	長	それがこれです。
税 制 課	長	次のページで、用途の方も整理させていただいております。みどり税の方はこれまで説明してきたとおりでございますが、2番目の国税の方ですが、市町村としては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当するというので、横浜市では市立小中学校の建替・改修、公園等の市民利用施設の改修等において「木材利用の促進」に活用しております。都道府県につきましては、まちまちなのですが、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充当するとされております。 最後に、水源環境保全税については、神奈川県西部の水源保全地域における森林

		の保全・再生等事業に充当されているということで、細かい仕組みは括弧の中に記載しているとおりでございます。用途としては以上で整理しております。
座	長	このような書きぶりで、違いますということをおっしゃって思っておりますが、不足するようなキーワード等々があれば補足していただければと思っておりますがいかがでしょうか。
委	員	先ほどと一緒に、典拠をいれてください。どこでこの用途を決めているのか。
座	長	〇〇委員こだわりますよですけど、意見書にどういう形で書かなのですか、メインで書かなければならないのは我々の意見です。
委	員	もちろんそうです。
座	長	ですので、出典にこだわるのはわかるのですが、それをそのまま書くわけではないので。あくまで我々の意見をミックスして書くので。
委	員	認識と評価は別ですね。評価のときにこの3税はそれぞれ相互に似て異なるものということが言えればいいので。そのときに違いはここです、ということの正確な見極めは、元がこうなっているから違うのですというのが大事です。
座	長	おっしゃっていることはそのとおりなのですが、意見書にこれを書くということではないので、出典は今この時点では大事なのですが、出典を書かなければいけないとすれば、注を付けるかという話なのですが、その程度です。ただ、注を書いてもそこで我々の意見を付加しているわけですから、引用ではないので、その部分は必ずしも言っていることを書いているわけではないですよということになります。あくまでも注です。答申は我々の意見をミックスして書いているわけですので。我々はこの3つをこういうふうに区別しましたということで答申を書きます。
委	員	それは評価ですよ。
座	長	そうです。それ以上書くことはないです。我々はこのように、この2点についてそれぞれ3税を区別しているのだから違います。横浜みどり税は別に屋上屋ではありません。
委	員	もちろんそれは当然です。
委	員	元の資料に関して、正式な文章を注とか参考資料で置いておくのは、答申ではあまりしないですかね。
座	長	そこまで必要かどうかということになりますが、我々に対する信頼感が薄い場合には必要になるかと思えます。勝手なことを言っていないぞということであれば。ただ、我々が言っていることが妥当であれば、そこまで厳密にやる必要があるのかなのかという。 皆さんに次回原案をお読みいただいて、どうするかまた御判断いただければというふうに思います。おおよそ分けるのは今のように2点に分けて、趣旨と用途にわけたうえでそれぞれが違うところですよ。
税 制 課	長	リード文の一番の囲みに書かせていただいている、それぞれの課税目的に沿った事業等に充当できるように用途が整理されているというのがメッセージになります。 一枚目の方は、横浜みどり税の課税の趣旨・目的は、森林環境税、水源環境保全税とは異なっているということがこちらのメインメッセージです。
委	員	すみません一点だけ。用途の間に、目的税ではないというのがありますよね。基金で管理しているわけですよ。そこはコメントはいらぬのでしょうか。
座	長	こちらの用途の方ですね。
委	員	これですと、ちょっと目的税っぽい感じですよ。

座	長	微妙ですよ。国税も目的税ではないといいながら用途は限定と書いてありますので。水源環境保全税も目的税ではないのですが、目的に沿ったと、目的税にできない課税なので。
委	員	必要が無ければいいのですけれど。
委	員	議論としてはとても大事な論点ですよ。
委	員	厳密にいうと目的税ではないけれどという。
委	員	普通税を目的税的な使い方をするというのはね。
座	長	そんなことを言ったら、国税はもっとむちゃくちゃで、譲与税なのに目的税とはどういうことなのかと。論理破綻していますからね。
主 税 部	長	みどり税は、基金への積立はちゃんと条例上も書いてありますので。
委	員	そうです。
座	長	ちょっと入れておきましょうか。そうしないと、少し文句が出そうな、わざわざ緑って謳いながら超過課税しているのに、使い道はという話になりかねないので。それはちょっとつけ加えて答申にさせていただこうと思います。
委	員	前回の報告書のときに、国税の森林環境税ができるときだったので、どういうふうにすみ分けようかという議論をしていて、先ほど出ていた小学校の木造建築みたいなものであれば被ることはないだろうから、そこですみ分けができるだろうとなりましたが、強調しすぎたかなと思っているのですが、今回はどのような形でまとめるのですか。次回は報告書が出てくるのですよね。
座	長	なにか御意見があればおっしゃっていただければ。もう少し広めにして、木材利用の川下対策というくらいに膨らませてもいいのかなと。
委	員	あのときは何が出てくるかわからない恐怖心みたいなものもあったので、絶対に被らないだろうというようなトーンにしたわけですが、また国税も変わりますよね。
座	長	譲与基準が変わるはずですので。
委	員	ニュースに上がったきり、まだ動きは見られないようですけど。
座	長	あそこは政治ですからね。わからないですけど。
委	員	今回はもう少し広めにしてもいいのかなと。
座	長	最終的には市長がお決めになることなので、我々からすると用途については、国税とみどり税は被らない。国税の方はどちらかという森林の整備に役に立つような川下対策。大都市としてできるのは川下で消費を拡大することなので、譲与税で入ってきたものについては、木材の消費を増やす施策に充てていると書くのが良いかなと。そのあとは市長が学校というなら学校に充てていただければいいし、他にもうちょっと拡大するなら拡大していただければいいし。という感じかなと思いますけれど、よろしいですかそれで。
主 税 部	長	今日の資料に出ていますけれども、最初は市立小中学校の建替改修とかに使っていたのですけれど、最近、公園等や市民利用施設の改修等にも木材利用として使わせていただくという形でございますので、本日委員の方々に言っていたように、木材利用の促進と。あくまでも消費地としての国産木材のそういう形ということでよいのかなと考えております。
委	員	区内にある材木ビルとかは考えないのですか。
主 税 部	長	譲与税が来ているといっても4億円くらいの額です。
委	員	あの時の報告書は横浜市が早かったと記憶していますが、その中で絶対にかぶら

		ないというので、小学校の木造家屋と書いたのですが、世の中から見ると横浜市が頑張っているというふうに見えるのもどうなのかなと思っています。
座	長	でも基金に積んで文句言われているところがいっぱいあるので、そこからすると、先に言ってしまったもの勝ちだと思います。
委	員	あのときは間違っていなかったと思いますし、よかったと思うのですがそれが逆に目立ちすぎていることはないのかなという心配です。そうではなくて、もう紛れてしまっているのであればこの書きぶりの順番でいいかなと思います。
座	長	似たようなことを他でもやっていますね、使い道がないので。
主 税 部	長	川崎市などは似たような形でやっています。
委	員	横浜ばかりが木造小学校を頑張っているというわけではないということですか。
主 税 部	長	そういう感じではないですね。
座	長	それに対する批判もあんまり聞いたことがないので。
委	員	そうですね。あのときはすごい恐怖心が強かったけれど、ふたを開けたら。
座	長	結果オーライかなという気はします。
委	員	そうです。それであればこのままで問題ないかと思っています。
座	長	はい。先ほども少し言ったように、教育施設に限定しないで、川下対策と書いておきたいと思います。 はい。それでは最後の議題です。いよいよ我々の核心部分です。端的に言えば税率になります。前回課税の手法、課税根拠、課税期間については御審議をいただいて御意見いただいていますので、現行税制の検証というところで終わっていますので、1ページ目の下のところですね。次期計画における次期充当候補事業の検証を踏まえた税率のあり方というところですね。原案をお出しいただいていますので、簡潔に御説明ください。
税 制 課	長	税率の試算ということでまとめさせていただいております。これからの緑の取組原案に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当すべき事業を精査した結果、その必要財源額は5年間で142億円と積算されました。これは環境創造局が今まで御説明してきたとおりでございます。 2つ目で、現行の横浜みどり税の個人・法人間の負担割合は、個人100円につき法人1%相当額を採用ということで、こちらも前回、これで良いと御議論をいただいたかと思っております。 最後の丸のところですが、仮に、横浜みどり税の必要財源額である約142億円を市民税均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は、900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額と試算されるということで、まとめております。142億円を横浜みどり税で賄おうとすると、現行と同じ個人900円、法人9%で賄えるという試算を行ったということが書いてございます。 一番下に参考と小さく書いてあるのですが、仮に、税率を個人100円分及び法人1%相当額分を増減させた場合、税収見込額の変動幅は5年間で約16億円という試算がございます。前回、値上げした場合又は値下げした場合どうなるのかと御発言があったかと思いますが、100円上げるごとに5年間で16億円増収になり、下げた場合はマイナスにはたらくという説明をさせていただいております。それから次のページ、前のページは前回の資料を再掲しているものですが、そこに試算結果をあてはめるとこうなりますというものでございます。 したがって、事務局案ではなくて、税率をどう考えるかというのは、この後の委員皆様方の御議論に委ねるものではございますが、前回の資料に今回の試算結果を

		当てはめてみるとこのような形になると、このような形で外にでていくということになるというものを表した資料でございます。説明は以上でございます。
座	長	はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。これは我々の一番の注目される部分です。現行のままということが書かれていて、我々これを要は答申としてというのが正しいかどうかという点についてです。ちなみに前回、変化させるシミュレーションも必要ではないかということで、オールリセットも含め考えているということを行っている立場からすると、税率を変化させた場合にどうなのかというようなこともやっただけかということ、今回、事務局の方では、1%動かすと16億円というところを出していただきました。ここで留めるのかそれとも前回もあつたように、増税、減税する方の理由がちょっとなかなか難しいですけれども、例えば1%増税をした上で、起債償還に備えるのも必要ではないかといったことを書くか書かないかというところになります。いかがでしょうか。
委	員	ポイントは充当すべき事業を精査したということですね。
座	長	そうですね、まず一つは我々評価したというのが。
委	員	この文章だとブラックボックスになっているから、何がどうなっているのかさっぱりわからないと。いきなり必要財源額が142億円だっていわれてしまうという、この文章で答申を書くのでしょうか。
座	長	何か御意見がございましたら。
委	員	平たくいえば充当すべき事業の中身、全部並べるのは無理だとしても、さっきのみどりアップとのかかわりで、これくらいのことは継続してやりたい、それを全体に伸ばして、プロラタくらいでまた伸ばせばいいと思いますけれど、伸ばすと142億って書けば、一応の事業の規模を想定しながら、しかも、かなり具体的に過去の実績を見ながらやっているのですね、という説明にはなると思います。
座	長	〇〇委員からするとこの精査のところをもうちょっと書いた方がいいと。
委	員	充当すべき事業。
座	長	充当すべき事業の精査という部分を、我々がきちんとして2回ぐらいでやったように、こういうことも見ましたというのを書いて。
委	員	だから過去の支出先を評価してOKでしょう。それにフィードバックすると、5年で142億、それを税率に戻すと現行でいけますよ、という説明の順番かなという気がします。入口のこの文章だともうブラックボックスなので、全然信用できないというか、訳がわからない文章だと。
座	長	事業部門の方もブラックボックスに見えますし、我々もいい加減に流したというふうに見えるかなというので、少しその部分を書きましょうと。
税 制 課	長	材料としては縷々環創が説明してきたものとしてありますが、確かにそうですね。
座	長	これ要点のみですね、今回。
委	員	ええ、そこはだから具体的に。
座	長	この部分はこの2回ぐらいの議事でどういうことやったというのを1ページぐらいに膨らませて書くと。それを精査した結果として、過去の実績と今後の5年の予定を聞いた上で142億円の積算ということで理解したみたい。評価ではなくて理解ですねその場合は。その理解の上で、それを税率に換算をすると現行のとおり、個人900円で、法人9%というところでもかなえるというふうに判断をしたと。さらにその上で、追加で税制調査会とすると、単純に現行のままでいいか悪いかも含めて検討をした結果として、1%変化させるといくらの変動が生じるのかを

		事務局から提出をしていただいた。ここで場合によっては今までの買取事業が起債によってまかなわれている割合が高いということであれば、1%増税、増税というか税率を引き上げて1%分を起債償還のための調整基金に積んでおくことも悪いことではないと考えるみたい。書くか書かないかでですけど
委 座	員 長	そこは起債の償還がみどり税を財源にしているということが前提ですよ。 そうになってしまうのですね。これが今回書けないかどうか。次回かな。
委	員	ちょっと、説明の理由がね。一般財源からあれだけ入って見せられると、起債の部分だけみどり税だけで償還してくださいって言いにくいよね。結局市民の負担ではあります。
座	長	そうです。おっしゃる通りです。財政局からすると多分書いてあった方がありがたいと思います。さすがにそこまでまだこの時点でこの短い審議のみどり税充てていいっていえるかどうかという、ちょっと我々はまだ待ちかなと。
委	員	それはそうでしょう。
座	長	ですので、今、事務局の方でやっていただいたようにあくまで参考で、我々こういう審議もしましたよと、ちゃんとこれは出していただいた上で、ただそれが何の目的かということは書かずに、税率の変化についても何通りかパターン、シミュレーションをしたと。
委	員	どれくらい影響があるのかということですよ。できることができなくなるのと、できなかったことができるようになるのと。それから、この白丸3つの順番というか、2つ目はいらぬですね。一番目は、今後の事業規模、3つ目はそれを賄うための財源の話で。
座	長	これは必要らしいです。
委	員	2つ目の白丸も？
税 制 課	長	個人900円、法人9%の前提、個人・法人の負担割合を、例えば個人900円・法人5%ではだめなのかとか、そういう議論になってしまいますので。2つ目を入れておく必要があります。
座	長	ちょっと順番は二番目というのは違うと思いますけど。次のページでもいいかと思うのですけれど。
委	員	それか参考の中でもいいですよ、参考の1、2で。だってロジックの順番が全然違うので。
座	長	そうです、それはおっしゃるとおりです。二番目は、ですから今のように質問が出てこれ答えに窮するので、この点はさすがに我々も。
委	員	当然のように書いておく。それは賛成。それは賛成だけど、ロジックとして見るとなんで二番目にこんなことが出てくるというのがわからないので。
委	員	結構議論になるのが法人1%というところが、前回もあったようです。だから個人100円のところはあまり議論にならないらしいですよ。法人1%のところが議論になるので、書いておいてほしいわけですよ。
委	員	それは3つ目に書けばいいのではないのでしょうか。二番目と三番目ひっくり返して。
座	長	そうです。
委	員	それがいいかもしれない。
委	員	そういう意味です。消してほしいと言っているわけではなくて、ロジックの順番が違うと言っているのです。

委 員	そうですね。それの方が確かに、〇〇委員の言うとおりで、二番目と三番目を入れ替えておいた方がいいような気もしなくもない。
座 長	そのとおりでいきます。はい。唐突感が否めないのです。
委 員	法人1%相当額というのは書かないとだめですよ、絶対。
税 制 課 長	はい、そうですね。
座 長	この部分はもう従来通りに同じ比率でいきます。この比率は変化させません、といったことを書いておいた方がいいですかね。
委 員	座長、よろしいですか。
座 長	はい、どうぞお願いします。
委 員	私個人としては、今回、事業の精査は十分に行った気はしていません。この割合34%に増えることなど、議論しきれていないと思います。
座 長	はい。これはもういつもこういう委員会になると必ずなんですが、最後、答申を出さざるを得ないので、それとの頃合いの見方。他の県なんてもう新聞記者を前に大ゲンカしたこともありますけど。やっぱりそこまでちゃぶ台ひっくり返してもしょうがない部分と言ってはいけないのですけれど、そういった部分もありますので、多少は少し妥協していただかなきゃいけないかなというところと、あと何をやるか、具体的にこれが必要で、まだやり残しがあるというのであれば、最後またちゃぶ台ひっくり返してもいいのですけれど、なかなか今の現時点でいうとあれが足りない、どれが足りないのだろうとちょっとよくわからない部分もあるので、むしろ何か特定のここは引っかかるのだというのがあれば、そこはやめるべきということもできますし。
委 員	結局どういう報告書が出てくるかによってまた変わるかと思うのですけれども。だからどういう資料を載せようとしているのかたたき台がないので、コメントしようはないのですが。
座 長	概ねここまでやったことをなぞるしかないです。
税 制 課 長	ちょっとまた後で説明させていただきますが、答申の骨子案は、次の23日の前の段階で少しやりとりを皆様とさせていただければなと思っているので、その中で〇〇委員の今の内容につきましても、多少議論はできるのかなと。答申がどんな感じになるかというのは、23日を待たずに皆様には見ていただくかなと思っているので。
座 長	むしろこの段階でいうと、〇〇委員の方でどうしてもここがもう引っかかってしょうがないというのがあればお出しいただければ。
委 員	前回のときよりも、今回の方が議論が足りていないとは思いますが。
座 長	はい、今回は当初想定より回数が少なかったもので、前はみどりアップ計画の全体を我々審議する時間がありましたが、今回は審議時間が前回よりも限られています。みどり税充当事業を中心にどう判断するのかというのは、当然絡んでいますので、もうこれは森林環境税だろうがなんだろうがどこの県でやっても同じことで、ここの税金の部分だけ見てもなかなかものがちゃんと見えないというのは正直なところで、ただその中でも今回初めて出てきたように、今までの買取りの面積なんか初めて出てきたわけですから、これをなくして我々今まで何をやってきたのだろうと正直思うのも事実です。
委 員	それはそうですね。段階的に知識は深まっているわけですが。
委 員	前の回ですか、そのもう一つ前かに事業局の方に聞いたら、事業規模が最初に決まって財源確保はその次ですという話でしたよね。あれはちょっとやめてほしいと

		思います。あれを言われるともうコントロールが効かなくなるので。みどり税で確保できる中で、一般財源とあるいは国費や借入金を起こしてどこまでできるかで頑張っていますと説明してもらわないと。やりたいことやっているのとお金だけ出してほしいというのは、ちょっと響きが悪いですね。
座	長	そういう見方もありますね。
主 税 部	長	それもあるので今回、市側の方で最終的には事業費全体を精査した上で、当初の素案から原案で80億円弱くらい事業費自体が下がっているの、市としては〇〇委員が言っていたいただいた形を、ちゃんと市としてやっているという形です。
委	員	財政局サイドではそうですね。それは概算要求を丸呑みする人はいないですからね。
座	長	あくまで我々はみどり税充当事業に絞って審議を行いました。ですから「充当すべき事業を精査」と書いてあります。
委	員	「を」の意味が違うのですね。私は充当すべきかしないかを精査すると読んでいました。そうではなくて、充当すべき事業が最初にあって、それをよく見ましたという意味なのですね。
座	長	そういうことです。この充当すべき事業かどうか外との関係は市側の判断です。
委	員	みどり税充当事業に限定し、検討した結果ということですね。
座	長	そういうことです、我々は過去の実績とこれからの予定を聞いたと。その上で財源が142億円必要ということで理解をしたと。
委	員	それはありでしょう。
委	員	それは事実だと思います。
座	長	表現にはこだわっていきますので、よっぽどもうこれがおかしいというのがなければ、原案作りまで行かせていただければと思います。
委	員	あとは出す資料ですね。どういう報告書になるかによりますけど。
座	長	他の県レベルでやっているところからすれば、資料についてはかなり充実してきたことは事実かなというふうに思います。
委	員	そうだと思うのですけれど。突っ込みどころもまだ残されてもいるように思えます。
委	員	すみません。もう一つだけ質問していいですか。みどり税の支出先はみどりアップ計画だけなのでしょう。
税 制 課	長	結果的にはそうなります。
委	員	結果的にというのはどういう意味ですか。
税 制 課	長	特別会計に全額入れるということころまでが支出となります。それが使われるのは横浜みどりアップ計画となります。
委	員	緑保全の特別会計ですね。
税 制 課	長	さきほどの矢印の入った資料です。全額がみどりアップ計画に最終的には入っています。
委	員	さっきの土木とかそっちの方には回っていない。
主 税 部	長	回っていないです。
委	員	だから特別会計とそれと基金と二段階になっているということですね。
主 税 部	長	そうですね。
委	員	これ作ったときにこういう事業には使えると、こういう事業には使えないと、例えば農業振興なんかでは絶対に使えないし、個人のものには原則的には使えないと

		<p>いう形になっています。その事業の使い道というのをきちんとやっぱり最初に仕分けしておいて、これは使えますよ、これは使えませんというのを、やっぱりその目的である緑に資する、なおかつ、一般の人々、全体の人々にメリットが及ぶような事業に限定して、特別会計の中の仕分けをやっていて、それは崩さないということは、環境創造局の皆さんに、これを崩したらみどり税が壊れるから絶対駄目ですよとあって、そこはずっとチェックしています。</p>		
委	員	<p>だからさっき私がちょっと言っていたその3つの関係のところ、みどりアップ計画の財源手当てに全額充当しています。ただし、出金の時期はばらばらになっているので、元の基金で調整し、かつショートする部分は一般財源とか国費・借入金から補ってやっていますということですね。</p>		
委	員	<p>そうです。そういう趣旨。</p>		
座	長	<p>それは正しい説明。</p>		
委	員	<p>その説明をしておいた方がいいと思います。</p>		
委	員	<p>そうですよね。それは崩されないようにするということがとても大事です。</p>		
委	員	<p>そのみどりアップの話と基金の話が別になってしまっていて、会計が別になっているので、他にも流れてくのではないかという、悪く言うと疑念があるので、いやそんなことありませんというのを書くべきではないでしょうか。</p>		
委	員	<p>ちゃんとやっていかないといけないということです。</p>		
委	員	<p>入り口で3つの関係を説明してくださいと私さっき申し上げました。そのところでみどり税の収入はみどりアップで支出しています。そのタイミングの調整のために基金と特別会計やっていると、それを入れておいてほしいです。他には流していませんと。</p>		
座	長	<p>今、〇〇委員に御指摘いただいているところがちょうどこの、事業精査だけ書いてありますが、我々の審議はもちろん今おっしゃっていただいているようなところをちゃんと見てチェックしています。</p>		
委	員	<p>それは絶対、このみどり税の根幹の部分になると思うので。</p>		
委	員	<p>そうすると、さっき私、主税部長にお願いしたと思うのですが、みどり税の収入と支出の部分の数字が経年であった方が、みどりアップの方の特別会計の話ばかり流れているけれども、財源のところ調整しているのだから、そこもどう調整して、年度ごとにどう入れているか、それがどう出るかという流れを説明してもらわないとわからないということです。</p>		
主	税	部	長	<p>はい。</p>
座	長	<p>それが正確です。使途のところさっき〇〇委員から目的税の云々の話もありましたが、今そういうところも同じで、我々きちんとチェックをした上で正しいと判断をしましたと。</p>		
委	員	<p>だから逆に言うと、基金はなぜ積んで良いかという、今年使わなかったら、その当該の事業に必要な資金を次年度使うからということ。</p>		
委	員	<p>そのための調整のために基金があるわけですから。</p>		
委	員	<p>そう。そういう仕組みになっています。</p>		
座	長	<p>はい。では次回に向けて、原案について御説明をお願いします。</p>		
税	制	課	長	<p>はい。次回、10月23日月曜日ということで予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。それから、次回も税率に絡む議論もございまして、引き続き非公開ということでよろしいでしょうか。</p>

座	長	最後は当然、はい。		
税	制	課	長	はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。会議の資料ですが、その場に置いておいていただければ、また次回我々がお持ちします。ありがとうございました。